

## 令和4年度 厚生労働省 障害福祉課データ

- 障害者の総数は964.7万人であり、人口の約7.6%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は109.4万人、精神障害者は419.3万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

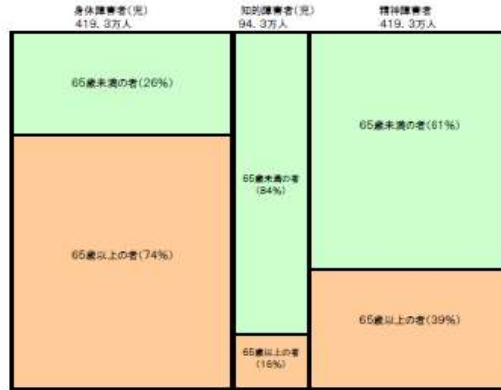
## (在宅・施設別)

障害者総数 964.7万人(人口の約7.6%)  
うち在宅 914.0万人(94.7%)  
うち施設入所 50.7万人(5.3%)



## (年齢別)

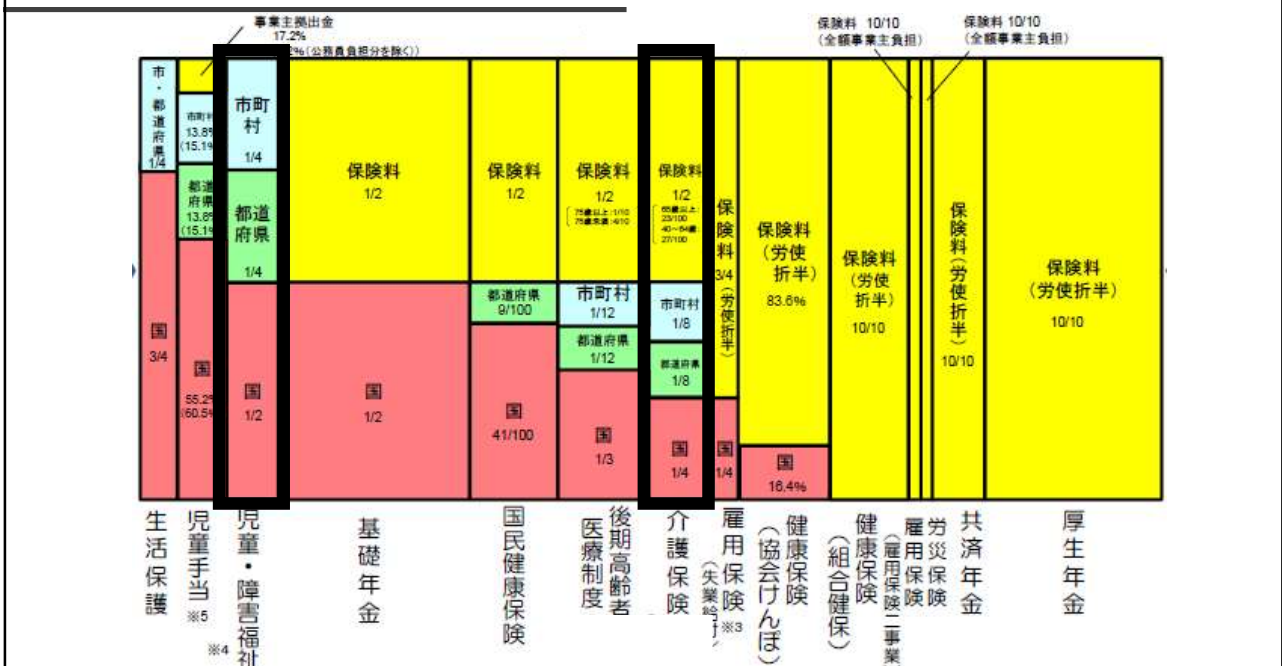
65歳未満 48%  
65歳以上 52%



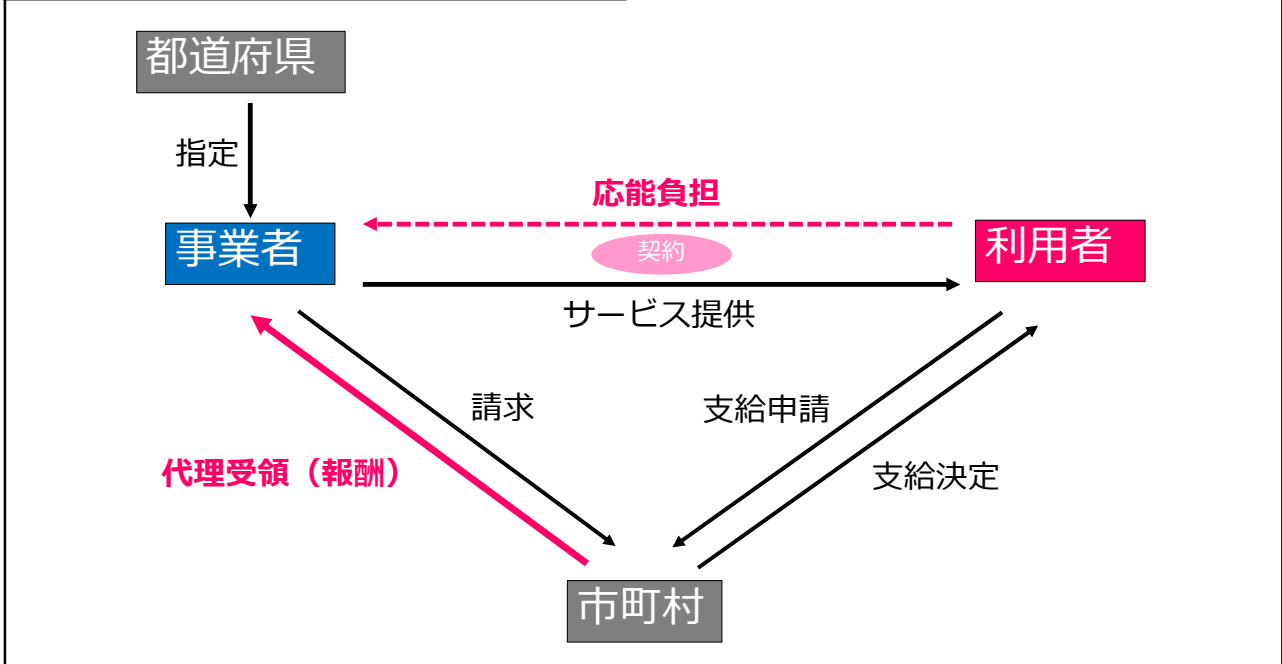
## 障害福祉 vs 介護保険

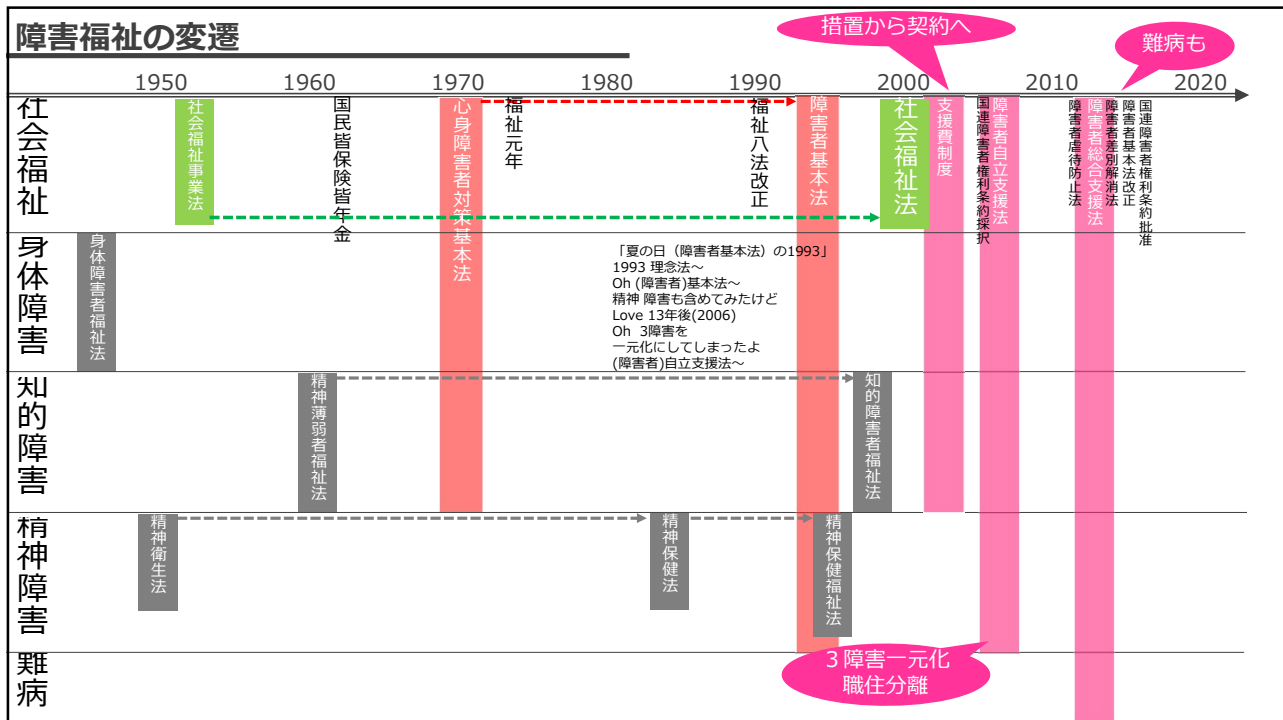
	障害福祉サービス	介護保険サービス
分類	社会扶助制度	社会保険制度
根拠法	障害者総合支援法	介護保険法
サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 介護給付</li> <li>■ 訓練等給付</li> <li>■ 地域生活支援事業</li> <li>■ 相談支援</li> <li>■ 自立支援医療</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 介護給付</li> <li>■ 予防給付</li> <li>■ 地域支援事業</li> <li>・ 総合事業</li> <li>・ 包括的支援事業</li> <li>・ 任意事業</li> </ul>
認定	市町村(障害支援区分認定審査会) 障害支援区分1~6 ※介護給付のみ必要	市町村(介護認定審査会) 要支援1~2 要介護1~5
審査請求	都道府県(障害者介護給付費等不服審査会)	介護保険審査会
支給決定	市町村 (精神通院医療以外)	市町村
事業所指定	都道府県 (特定相談支援以外)	都道府県 (地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援以外)
費用負担	国：都道府県：市町村 = 50：25：25	保険料：国：都道府県：市町村 = 50：25：12.5：12.5
利用者負担	応能負担	応益負担(1~3割)

### 障害福祉 vs 介護保険



### 代理受領の仕組み





## 第29回 問題137

2005年（平成17年）に制定された障害者自立支援法の内容として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 各法律に分かれていた障害者施策を、身体障害、知的障害、精神障害だけでなく難病も含めて一本化した。障害者総合支援法
- 2 既存の障害者施設サービスを、日中活動の場と生活の場に分離した。
- 3 新たな就労支援事業として、重度身体障害者授産施設を創設した。  
授産施設の多くは障害者自立支援法で「就労移行支援」「就労継続支援」へ
- 4 対象者の障害程度区分にかかわらず、全てのサービスを利用できるようにした。
- 5 安定的な財源確保のため、介護保険財源からの調整交付金制度を導入した。

障害者総合支援法						※介護保険サービス
重度	宿泊系	日中活動系	訪問系	移動系	医療系	相談、その他
↑ 介護給付	施設入所支援 (50歳未満4以上 50歳以上3以上)	生活介護 (50歳未満3以上 50歳以上2以上)	重度訪問介護 (4以上) 居宅介護 (1以上)	訪問介護 行動援護 (3以上) 同行援護	療養介護 (5以上) 訪問介護	
	短期入所 (1以上)	短期入所生活介護 通所介護				
↑ 訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム) 通所介護	就労継続支援B型 就労継続支援A型 就労移行支援	自立生活援助			
	自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	} 暫定支給決定				
地域生活 支援事業	福祉ホーム	日中一時支援 地域活動支援センター	訪問入浴	移動支援		成年後見制度利用支援事業 意思疎通支援 相談支援
医療 自立支援					更生医療 育成医療 精神通院医療	
相談支援						特定相談支援 一般相談支援

## 障害者総合支援法

### <日中活動系>

サービス名	種別	対象	雇用契約	期間
生活介護	介護給付	区分3以上	無し	無し
就労継続支援 (B型)	訓練等給付	一般就労困難者	無し	無し
就労継続支援 (A型)	訓練等給付	一般就労困難者	有り	無し
就労移行支援	訓練等給付	一般就労可能者	無し	原則2年

### <相談系>

サービス	種別	対象	指定
基本相談支援	一般&特定相談支援		都道府県
計画相談支援	特定相談支援		市町村
地域相談支援 (地域移行支援、地域定着支援)	一般相談支援	施設に入所中の障害者 精神科病院に入院中の精神障害者	都道府県

### <自立支援医療>

サービス	対象	支給決定
更生医療	身体障害者	市町村
育成医療	障害児	市町村
精神通院医療	精神障害者	都道府県

**第29回 問題58**

「障害者総合支援法」における自治体の役割に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

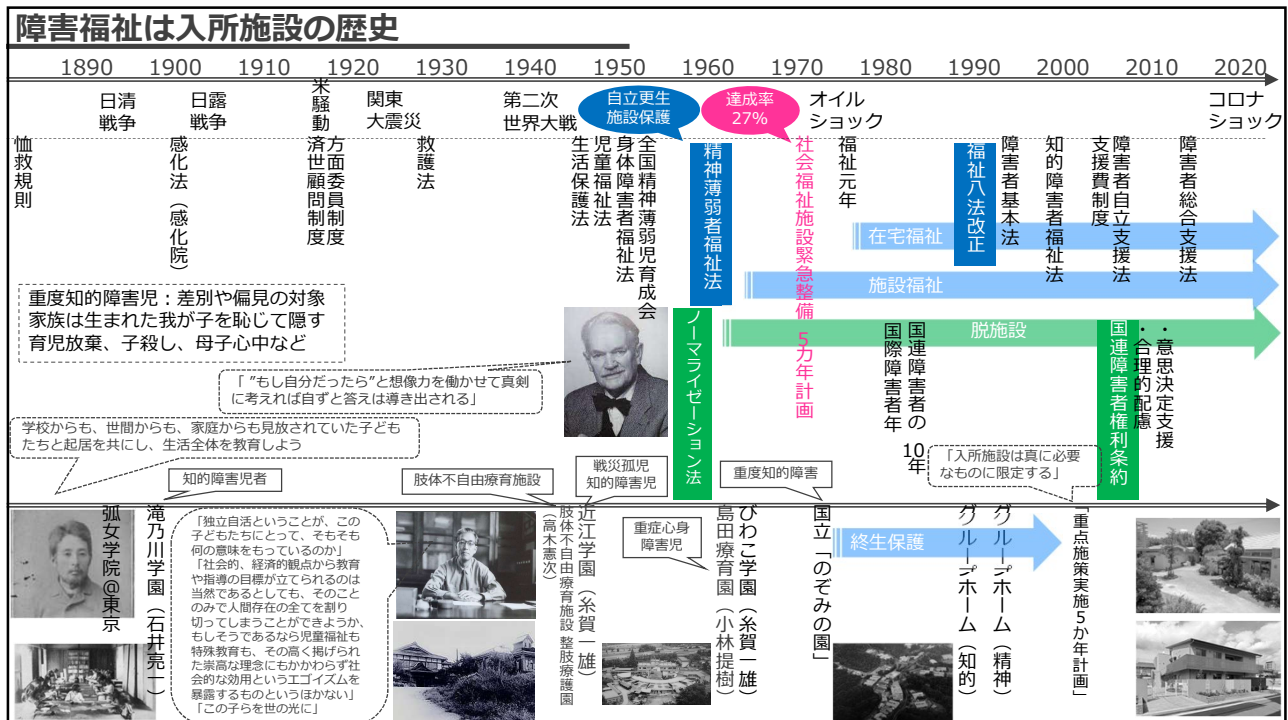
- 1 市町村は、精神通院医療について支給認定を行う。  
都道府県
- 2 市町村長は、自立支援給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。  
厚生労働大臣
- 3 都道府県は、障害児通所給付費の給付決定を行う。  
市町村
- 4 都道府県知事は、介護給付費等に係る処分の審査請求事案を取り扱う。
- 5 都道府県知事は、指定特定相談支援事業者の指定を行う。  
市町村長

(注) 「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。

**第34回 問題58**

「障害者総合支援法」の実施に関わる関係機関などの役割に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 障害支援区分の認定は、市町村が行う。
- 2 介護給付費に関する処分に不服がある者は、市町村長に対して審査請求ができる。  
都道府県知事
- 3 訓練等給付費の支給決定は、都道府県が行う。  
市町村
- 4 自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針は、都道府県が定める。  
厚生労働大臣
- 5 国、都道府県及び市町村は、自立支援給付に係る費用をそれぞれ3分の1ずつ負担する。  
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4



### 第30回 問題137

以下の文章は、障害児福祉の発展に貢献した人物の紹介である。紹介されている人物として、正しいものを1つ選びなさい。

近江学園の創設者。重度の障害児であっても、人間らしく生きていくことが重要であると考え、「この子らに世の光を」ではなく、「この子らを世の光に」という言葉を通して、人間尊重の福祉の取組を展開した。

- 1 石井亮一 滝乃川学園
- 2 高木憲次 肢体不自由療育施設 整肢療護園
- 3 糸賀一雄
- 4 福井達雨 止揚学園
- 5 留岡幸助 家庭学校

**第32回 問題47**

福祉計画に関して、1990年（平成2年）の福祉関係八法改正より以前の記述として、正しいものを1つ選びなさい。

（注1）「エンゼルプラン」とは、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」のことである。

（注2）「新ゴールドプラン」とは、「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略」のことである。

- 1 「エンゼルプラン」が策定された。
- 2 障害福祉計画が障害者自立支援法に規定された。
- 3 社会福祉施設緊急整備5か年計画が策定された。
- 4 「新ゴールドプラン」が策定された。
- 5 地域福祉計画が社会福祉法に規定された。

**第33回 問題59**

「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスに関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 共生型サービスは、障害児が健常児と共に学校教育を受けるための支援を行うものである。  
65歳以上の障害者
- 2 行動援護は、介護保険の給付を受けることができる者でも必要に応じて利用できる。  
介護保険にはない障害福祉固有のサービス：行動援護、同行援護、就労移行支援、就労継続支援
- 3 就労移行支援の利用には、障害支援区分の認定が必要である。  
区分認定不要→暫定支給決定
- 4 生活介護を利用する場合は、暫定支給決定が行われる。  
区分認定
- 5 障害児に関するサービスの利用者負担は不要である。  
世帯収入によって負担上限あり

（注）「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。

**第34回 問題57**

「障害者総合支援法」における相談支援などに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。  
(注)「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。

- 1 サービス利用支援では、利用者の自宅を訪問し、身体介護や家事援助等の介助を行う。  
サービス等利用計画案の作成→サービス等利用計画の作成
- 2 地域相談支援では、地域生活から施設入所や精神科病院への入院に向けた移行支援を行う。  
地域生活への移行支援
- 3 相談支援は、訓練等給付費の支給対象となる。  
ならない
- 4 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である。
- 5 指定障害福祉サービスの管理を行う者として相談支援専門員が規定されている。  
サービス管理責任者

**第34回 問題144**

「障害者総合支援法」の障害者の就労支援などに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。  
(注)「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。

- 1 就労移行支援事業では、利用者が就職できるまで支援を提供するため、利用期間に関する定めはない。
- 2 就労継続支援A型事業では、雇用契約を締結した利用者については最低賃金法が適用される。
- 3 就労継続支援A型事業の利用者が一般就労に移行することはできない。
- 4 就労継続支援B型事業の利用者が一般就労に移行する場合には、就労移行支援事業の利用を経なければならない。
- 5 就労継続支援B型事業は、利用者に支払える平均工賃が月額20,000円を上回ることが事業認可の条件となっている。

**第31回 問題58**

「障害者総合支援法」の障害福祉サービスに関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 生活介護とは、医療を必要とし、常時介護を要する障害者に、機能訓練、看護、医学的管理の下における介護等を行うサービスである。療養介護
- 2 行動援護とは、外出時の移動中の介護を除き、重度障害者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護等を行うサービスである。重度訪問介護
- 3 自立生活援助とは、一人暮らし等の障害者が居宅で自立した生活を送れるよう、定期的な巡回訪問や随時通報による相談に応じ、助言等を行うサービスである。
- 4 就労移行支援とは、通常の事業所の雇用が困難な障害者に、就労の機会を提供し、必要な訓練などを行うサービスである。就労継続支援
- 5 就労継続支援とは、就労を希望し、通常の事業所の雇用が可能な障害者に、就労のために必要な訓練などを行うサービスである。就労移行支援

(注) 「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。

**第30回 問題59**

「障害者総合支援法」に基づく就労継続支援A型のサービスの利用に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 障害支援区分の認定が必要である。  
必要ない
- 2 暫定支給決定の仕組みがある。  
利用者の最終的な意向確認や当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断
- 3 サービスの利用者負担は不要である。  
就労移行支援、自立訓練も暫定支給決定あり  
1割の利用者負担+負担上限月額
- 4 利用者は、通常の事業所に雇用されることが可能な障害者でなければならない。  
困難
- 5 利用期間について法令上の定めがある。  
ない

**第29回 問題59**

「障害者総合支援法」に規定されている特定相談支援事業として行うこととされているものを2つ選びなさい。

- ① 基本相談支援
- 2 障害児相談支援
- 3 地域移行支援 一般相談支援
- 4 地域定着支援 一般相談支援
- ⑤ 計画相談支援

**第29回 問題56**

事例を読んで、E相談支援専門員（社会福祉士）がFさんに提案するサービスとして、最も適切なものを1つ選びなさい。

[事例] Fさん（30歳、男性）は大学在学中に統合失調症を発症し、精神科病院に入院していたが、投薬治療やピアサポーターの励まし、E相談支援専門員の相談支援により、退院後は一人暮らしの希望を持つようになり、この度、アパートの契約もでき退院の運びとなった。Fさんは就労経験や福祉サービスの利用経験がないので、一人暮らしの際に必要なことを身につけるために自分にふさわしいサービスを紹介してもらいたいと、E相談支援専門員に相談した。

- ① 自立訓練（生活訓練） 長期入院をしていた人等を対象に、地域生活を送る上で身につけるべき基本的なことを中心に訓練を行う
- 2 就労継続支援（B型） 一般の事業所に雇用される事が困難な方を雇用契約を結ばずに就労支援
- 3 重度訪問介護 重度の肢体不自由者や知的障害者に生活全般にわたる援助
- 4 生活介護 高齢者のデイサービス（通所介護）の障害者版
- 5 同行援護 視覚障害者への外出支援

# 国連 障害者権利条約

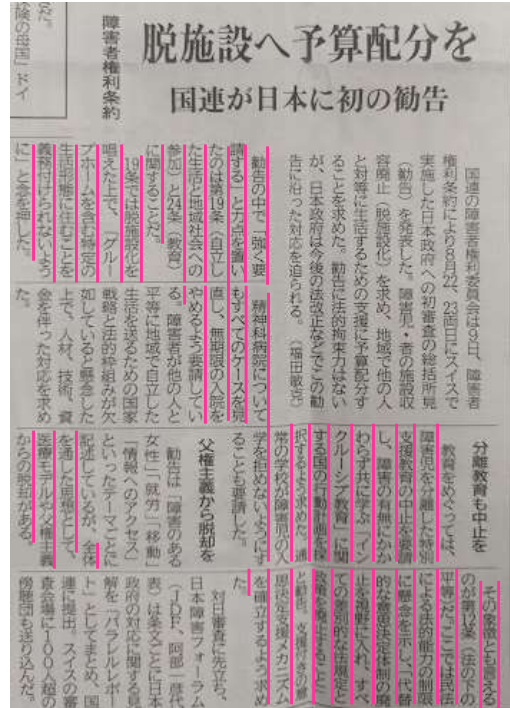
合理的配慮  
意思決定支援

2022年8月：障害者権利条約の初審査  
by 国連障害者権利委員会@スイス

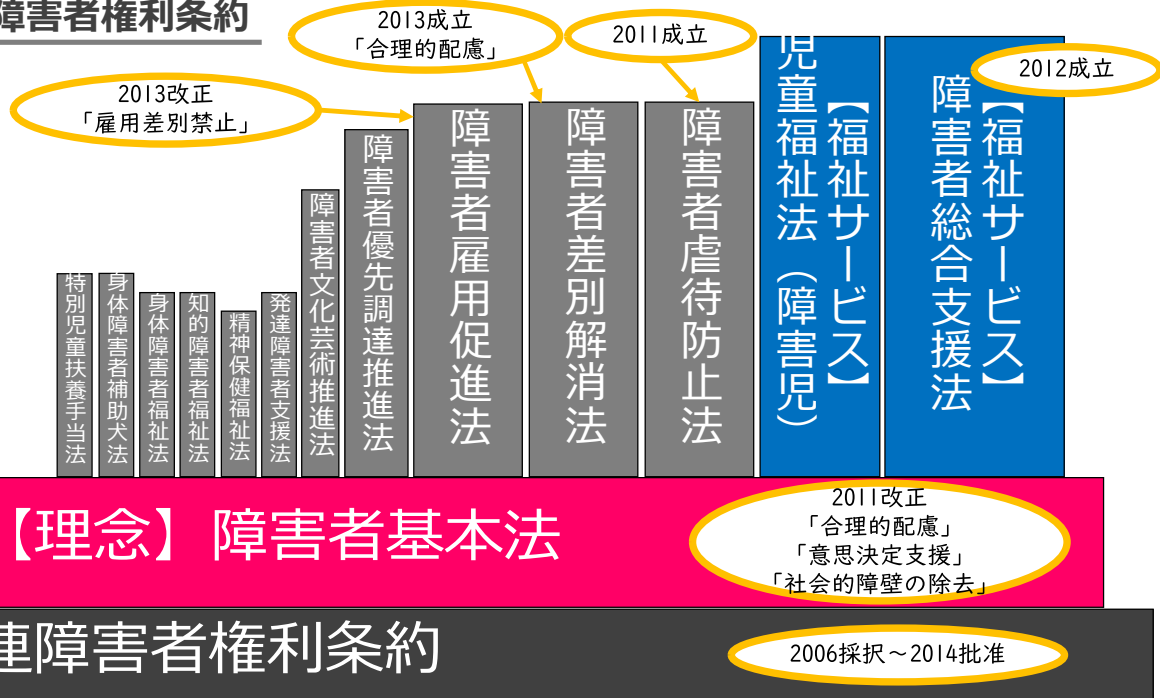
- ・ 地域移行：脱施設、脱精神科病院
- ・ 障害児教育：特別支援教育の廃止  
→分離教育から**インクルーシブ教育**へ



・ 意思決定支援：父権主義からの脱却  
→代替的意思決定から支援付き意思決定へ



# 国連 障害者権利条約



# 国連障害者権利条約

**介護福祉士 第33回 問題89**

「Nothing about us without us（私たち抜きに私たちのことを決めるな）」の考え方のもとに、障害者が作成の段階から関わり、その意見が反映されて成立したものとして、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 優生保護法
- 2 国際障害者年
- 3 知的障害者福祉法
- 4 身体障害者福祉法
- 5 障害者の権利に関する条約

**第28回 問題56**

「障害者差別解消法」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 障害者基本法には、障害者差別の禁止についての基本的理念が定められていなかったためこの法律が制定された。
- 2 人種を理由とする差別の禁止も包含した規定とされている。
- 3 障害者の権利に関する条約を締結するための国内法制度の整備の一環として制定された。
- 4 差別の解消の推進に関する政府の基本方針は、いまだ策定されていない。
- 5 差別を解消するための支援措置として、新たに専門の紛争解決機関を設けることとされている。

(注) 「障害者差別解消法」とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のことである。

## 障害者権利条約：合理的配慮

「合理的配慮」とは障害のある人が他の人同様の人権と基本的自由を享受できるように、物事の本質を変えてしまったり、**多大な負担を強いったりしない限りにおいて、配慮や調整を行うこと**

2021年5月 合理的配慮の提供を民間事業主に義務付ける改正障害者差別解消法が参議院本会議で可決、成立（これまでは合理的配慮の義務付けは国や自治体のみで、民間事業者は努力義務）

### 障害者基本法 第四条

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

### 障害者差別解消法 第五条

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。



※内閣府リーフレットより

## 2022.11.22 福祉新聞

不当な差別的取り扱いの例	
該当する	業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行うこと
該当しない	飲食店で車いすの利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷くなど、畳を保護するための対応を行うこと
合理的配慮の提供義務違反の例	
該当する	試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申し出があった場合、前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること
該当しない	飲食店で食事介助を求められた場合、当該飲食店が当該業務を事業の一環として行っていないことから、その提供を断ること

不当な差別的取り扱いの例	
該当する	業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行うこと
該当しない	飲食店で車いすの利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷くなど、畳を保護するための対応を行うこと
合理的配慮の提供義務違反の例	
該当する	試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申し出があった場合、前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること
該当しない	飲食店で食事介助を求められた場合、当該飲食店が当該業務を事業の一環として行っていないことから、その提供を断ること

内閣府

# 障害者差別に具体例

## 基本方針改定案固まる

内閣府の障害者政策の改定案をまとめた。例を書き込んだ。内閣は閣議決する。不当な差別的取り扱いとは、障害を理由に「合理的配慮の提供を拒否したり、時間や場所を制限したり、障害者ではない人には付かない条件を付けたらダメ」ということ。これに当たる例として、具体的な例を4点挙げた。

合理的配慮とは、障害者が具体的な生活場面面で直面する障壁について、行政機関や事業者が障害者との対話を通じて取り除くこと。場面ごとの個別の環境調整を指すもので、その提供義務違反に当たらない。

委員（委員長：石川 静岡県立大教授）は14日、障害者差別解消法の改定案をまとめた。例を書き込んだ。内閣は閣議決する。不当な差別的取り扱いとは、障害を理由に「合理的配慮の提供を拒否したり、時間や場所を制限したり、障害者ではない人には付かない条件を付けたらダメ」ということ。これに当たる例として、具体的な例を4点挙げた。

委員（委員長：石川 静岡県立大教授）は14日、障害者差別解消法の改定案をまとめた。例を書き込んだ。内閣は閣議決する。不当な差別的取り扱いとは、障害を理由に「合理的配慮の提供を拒否したり、時間や場所を制限したり、障害者ではない人には付かない条件を付けたらダメ」ということ。これに当たる例として、具体的な例を4点挙げた。

**公認心理師 第3回 問46**

合理的配慮について、適切なものを1つ選べ。

- ① 公平性の観点から、入学試験は合理的配慮の適用外である。
- ② 合理的配慮の対象は、障害者手帳を持っている人に限られる。
- ③ 合理的配慮によって取り除かれるべき社会的障壁には、障害者に対する偏見も含まれる。
- ④ 発達障害児がクールダウンするために部屋を確保することは、合理的配慮には含まれない。

**公認心理師 第2回 問97**

大学における合理的配慮について、最も適切なものを1つ選べ。

- ① 合理的配慮の妥当性の検討には、医師の診断書が必須である。
- ② 合理的配慮の内容は、授業担当者の個人の判断に任されている。
- ③ 合理的配慮は学生の保護者又は保証人の申出によって検討される。
- ④ 合理的配慮の決定手続は学内規程に沿って組織的に行うべきである。
- ⑤ 意思決定が困難な学生への合理的配慮は、意思確認を行わず配慮する側の責任で行う。

**公認心理師 第5回 問45**

大学における合理的配慮について、最も適切なものを1つ選べ。

- ① 発達障害のある学生が試験時間の延長を申し出た場合には、理由を問わず延長する。
- ② 弱視のある学生による試験時の文字拡大器具の使用を許可することは、合理的配慮に含まれる。
- ③ 大学において何らかの支援を受けている発達障害のある学生は、我が国の大学生総数の約6%である。0.3%
- ④ 大学においてピアサポーター学生が、視覚障害のある学生の授業付き添いをする場合、謝金支払いは一般的に禁止されている。

**公認心理師 第1回（追試） 問12**

障害のある児童生徒への合理的配慮に該当する例として、最も適切なものを1つ選べ。

- ① 特別支援学校（視覚障害）の授業で点字を用いる。
- ② 特別支援教室において個別の取り出し指導を行う。
- ③ 肢体不自由の児童生徒のために学校にエレベーターを設置する。
- ④ 特別支援学校（聴覚障害）の授業で音声言語とともに手話も使う。
- ⑤ 試験の際、書字障害の児童生徒にパーソナルコンピューターでの答案作成を許可する。

## 模擬問題

合理的配慮の提供義務違反になる例を1つ選べ。

- 1 飲食店で、身体障害者が食事介助を店員にお願いしたが、断られた。
- 2 車いすの身体障害者が、電車に乗るために駅員に介助をお願いしたが、断られた。
- 3 車いすの身体障害者が、毎日利用する駅にエレベーターの設置をお願いしたが、断られた。
- 4 英語のリスニング試験で、聴覚障害者のために代替試験を設けて点数を補えるようにした。
- 5 盲導犬を連れた客が来店したところ、他の客から犬アレルギーだという申出があったため、店員は双方の了解を得た上で、お互いが離れた位置になるよう配席を変更した。

## 障害者権利条約：意思決定支援

- ①自己決定「Self-determination」
- ②支援付き意思決定（意思決定支援）「supported decision making」
- ③代行的意思決定「substituted decision making」

<社会福祉士の倫理綱領>  
倫理基準

### I クライアントに対する倫理責任

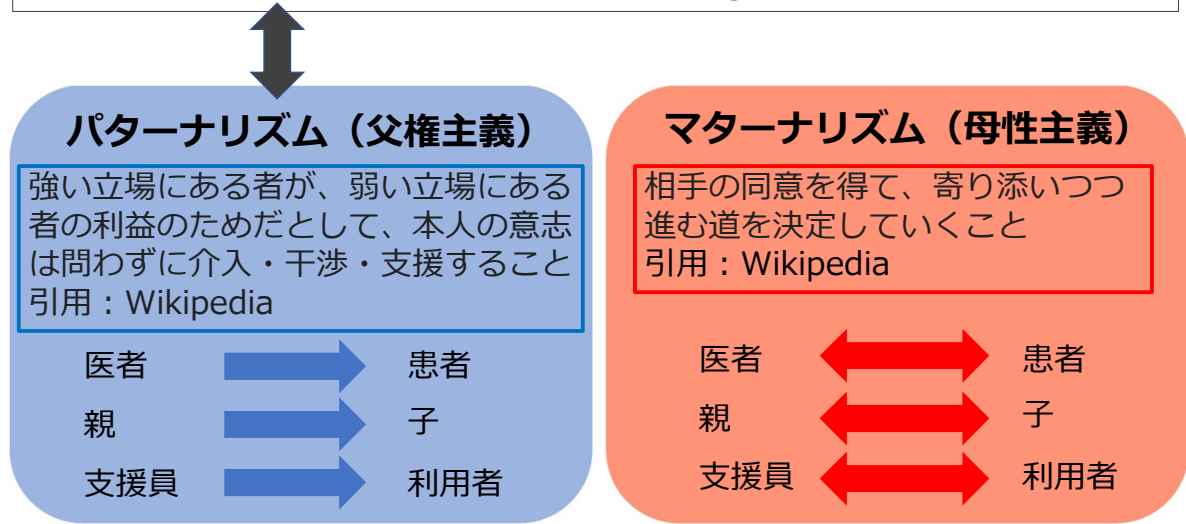
1. (クライアントとの関係)
2. (クライアントの利益の最優先)
3. (受容)
4. (説明責任)
5. (クライアントの自己決定の尊重)
6. (参加の促進)
7. (クライアントの意思決定への対応)
8. (プライバシーの尊重と秘密の保持)
9. (記録の開示)
10. (差別や虐待の禁止)
11. (権利擁護)
12. (情報処理技術の適切な使用)

社会福祉士は、クライアントの自己決定を尊重し、クライアントがその権利を十分に理解し、活用できるようにする。また、社会福祉士は、クライアントの自己決定が本人の生命や健康を大きく損ねる場合や、他者の権利を脅かすような場合は、人と環境の相互作用の視点からクライアントとそこに関係する人々相互のウェルビーイングの調和を図ることに努める

社会福祉士は、意思決定が困難なクライアントに対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する

## 障害者権利条約：意思決定支援

- ①自己決定「Self-determination」
- ②支援付き意思決定（意思決定支援）「supported decision making」
- ③代行的意思決定「substituted decision making」



### 第22回 問題101

パターナリズムとは、援助者の権威的な立場を否定し、対等な立場を重視した援助関係のあり方のことである。

### 第32回 問題107

パターナリズムとは、援助者と被援助者間の情動的な絆を表す。

### 第24回 問題30

社会福祉におけるパターナリズムとは、政府が福祉ニーズを持つ者の権利を尊重し、本人の意向に従ってきめ細かなサービスの提供に努めるべきであるという理念を示す概念のことである。

### 第25回 問題23

パターナリズムとは、個々人の自由よりも類としてのまとまりを重視しているため、類別に類型化された一律の福祉的介入を推奨し、その範囲内で限定的に個人の自由を認めている。

### 精神保健福祉士 第26回 問題26

パターナリズムは、精神保健福祉士とクライアントの関係においては発生せず、医師と患者の関係において発生するものである。

**第34回 問題74**

患者の治療方針の決定に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 肝臓がんと診断を受けたAさん（66歳）は、インフォームドコンセントとして、検査結果の内容と今後の治療方針について医師から説明を受け、治療に同意した。
- 2 終末期にあるBさん（52歳）の家族は、インフォームドチョイスとして、本人に気付かれないように主治医と治療方針を決定した。
- 3 小児がん患者のCちゃん（11歳）の保護者は、インフォームドアセントとして、本人の意思を確認せずに終末期医療における延命医療の拒否を医師に伝えた。
- 4 終末期にあるDさん（78歳）と家族と医療従事者は、パターナリズムモデルに従って、繰り返し治療選択について話し合い、意思決定を行った。
- 5 E医師は、筋萎縮性側索硬化症（ALS）の進行したFさん（48歳）の意思を推測し、心肺停止時に心肺蘇生措置をしない旨をリビングウィルとしてカルテに記載した。

**精神保健福祉士 第22回 問題27**

次のうち、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成29年3月厚生労働省）の内容として、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 本人の自己決定に必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。
- 2 意思決定を支援する施設職員と成年後見人がいる場合、前者の決定を優先する。
- 3 職員等の価値観において不合理と思われる決定は、職員の判断で代理決定することが求められる。
- 4 相反する選択肢を両立させることはせず、本人にとってどちらが最善の利益かを判断する。
- 5 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

**模擬問題**

以下の事例を表す用語はどれか、最も適切なものを2つ選べ。

【事例】Aさん（70歳、男性）は特別養護老人ホームに入所している。体調不良がしばらく続いたため、B支援員はAさんに通院を促したが、Aさんは行こうとしなかった。心配したB支援員は、半ば強引にAさんを病院に連れていくと、大腸ガンであることが判明し、緊急手術をすることになった。医師から丁寧な説明を受けたAさんは、納得して手術を受けることとなった。

- 1 インフォームドコンセント
- 2 レジリエンス
- 3 セルフエフィカシー
- 4 パターナリズム
- 5 リビングウィル

**模擬問題**

次の事例を読んで、L精神保健福祉士が抱く倫理的ジレンマとして、適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Aさん（50歳、女性）は統合失調症を患っており、息子のBさん（22歳、男性）と同居している。AさんはBさんから日常的に暴力を受けており、体にはアザや傷が見られる。Aさんの通院先の病院に勤務している主治医とL精神保健福祉士は、Aさんの体のアザ等から虐待を疑い、通報した。L精神保健福祉士は入院による治療を勧めたいが、Aさん自身は息子Bとの同居を希望している。

- 1 自己決定とパターナリズム
- 2 専門職的価値と個人的価値
- 3 バウンダリーとクライアントの利益
- 4 クライアントの利益と所属機関の利益
- 5 秘密保持とプライバシー

## 障害者権利条約：障害児教育

2006年：学校教育法改正  
盲学校、ろう学校、養護学校→特別支援学校に一本化

<国連障害者権利委員会>

- ・障害児を分離した特別支援教育を中止せよ
- ・インクルーシブ教育に関する国の行動計画を採択せよ
- ・希望すれば通常学校に入学できるようにせよ

<特別支援教育 3種類>

	特別支援学校	特別支援学級	通級指導
場所	特別支援学校	小中学校	小中学校
対象	身体障害、知的障害	身体障害、知的障害	知的障害は含まない
授業	各教科+自立活動	小中学校又は特別支援学校の学習指導要領	小中学校の学習指導要領+自立活動

## 公認心理師 第1回 問題27

特別支援教育について、正しいものを1つ選べ。

- ① 私立学校では実施されていない。
- ② 特別支援学校教諭免許状が必須である。
- ③ 対象となる障害種別は発達障害と知的障害である。
- ④ 特別支援学校及び特別支援学級の2か所で行われる。
- ⑤ 就学に際して専門家及び保護者の意見聴取が義務づけられている。

## 公認心理師 第1回 問題127

特別支援教育における通級指導について、正しいものを2つ選べ。

- ① 中学校では行われない。
- ② 知的障害は対象にならない。
- ③ 特別支援学校の教員が担当する。
- ④ 障害者総合支援法に定められている。 **学校教育法**
- ⑤ 自立活動と各教科の補充指導が行われる。

注：「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

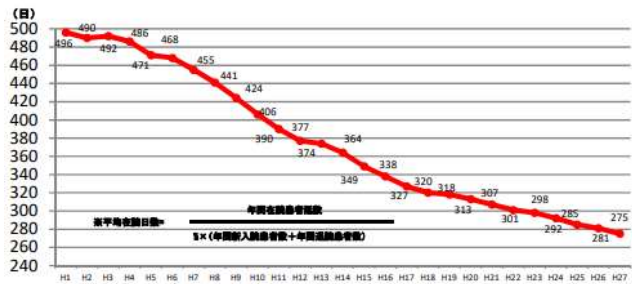
## 障害者権利条約：精神障害者の強制入院

入院形態	入院条件				退院条件 入院期間	病院	定期 病状 報告	知事への届 け出	入院 権限
	本人 の同 意	家族 等 の 同 意	精神保健 指定医の 診察	その他					
任意入院	○	不要	不要	書面による 本人意思の 確認	本人の申出（精神保健指定医 による72時間、特定医師によ る12時間以内の退院制限可）		要		精神 科 病 院 管 理 者
医療保護 入院	不可	○	1人		12時間以内（特定医師）		要	入院後及び 退院後10日 以内	
応急入院	不可	不要	1人	保護の依頼 があり家族 等の同意が 得られない	72時間以内 12時間以内（特定医師）	知事指定病 院に限る		入院後ただ ちに	
措置入院	不可	不要	2人	自傷他害の 恐れあり		国立・都道府 県立精神科病 院又は指定病 院に限る	要		都 道 府 県 知 事
緊急措置 入院	不可	不要	1人	自傷他害の 恐れが著し く急を要す	72時間以内				

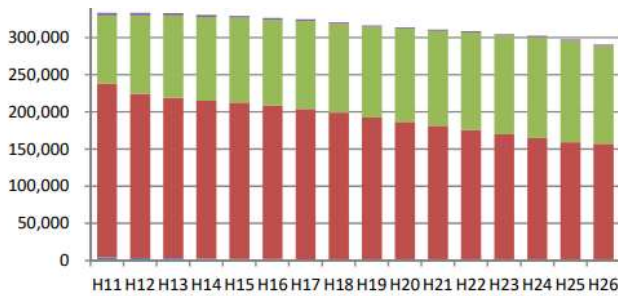
※家族等：配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人、該当者がいない場合は市町村長

**社会的入院**：入院の本来の趣旨を逸脱して、必ずしも治療や退院を前提としない長期入院を続ける状態

国	2021年 精神病床数 (床/千人)	2014年 平均在院日数 (日)
日本	2.7	285
韓国	0.9	124.9
イギリス	0.5	42.3
スイス	0.9	29.4
ドイツ	1.3	24.2
イタリア	0.1	13.9
ベルギー	1.7	10.1
フランス	0.9	5.8



資料：厚生労働省「病院報告」より  
厚生労働省障害保健福祉部で作成



措置入院

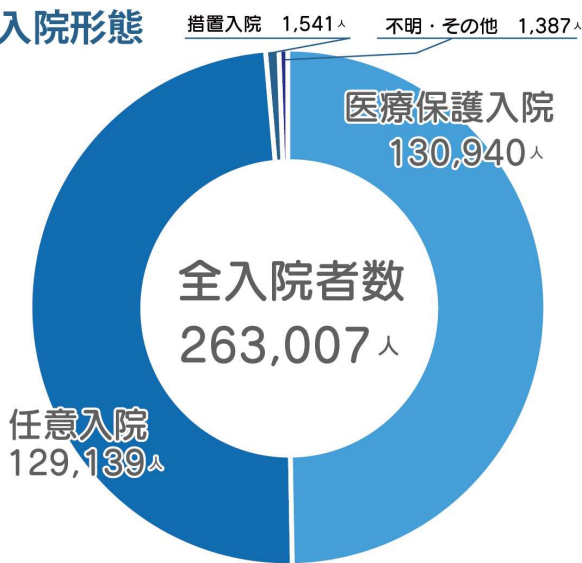
医療保護入院

任意入院

精神保健福祉法33条の4  
退院後生活環境相談員  
→医療保護入院者の退院に向けた  
相談支援

**社会的入院**：入院の本来の趣旨を逸脱して、必ずしも治療や退院を前提としない長期入院を続ける状態

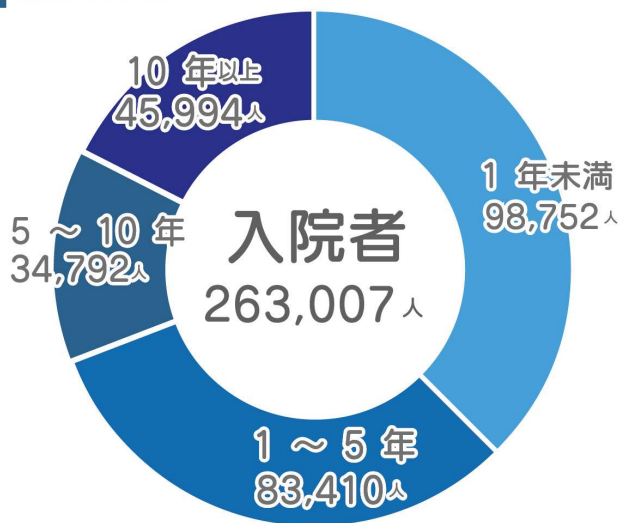
**入院形態**



令和 3 年 6 月 30 日 0 時現在 2021 年 精神保健福祉資料

**在院期間**

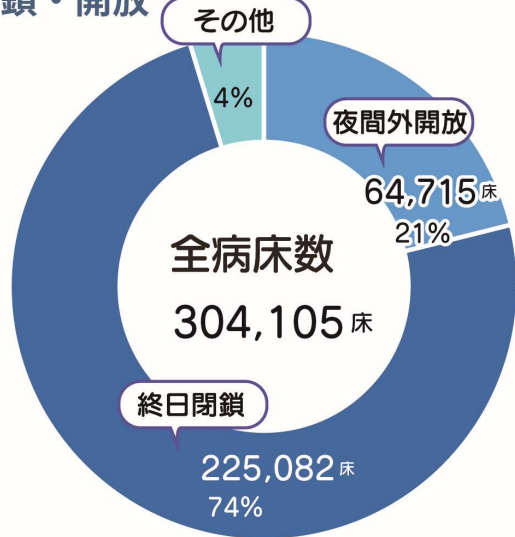
令和 3 年 6 月 30 日 0 時現在



2021 年 精神保健福祉資料

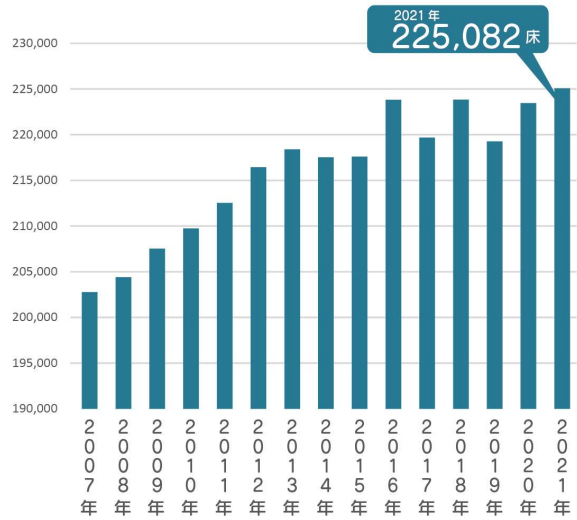
## 精神科病院

### 閉鎖・開放



令和3年6月30日0時現在 2021年 精神保健福祉資料

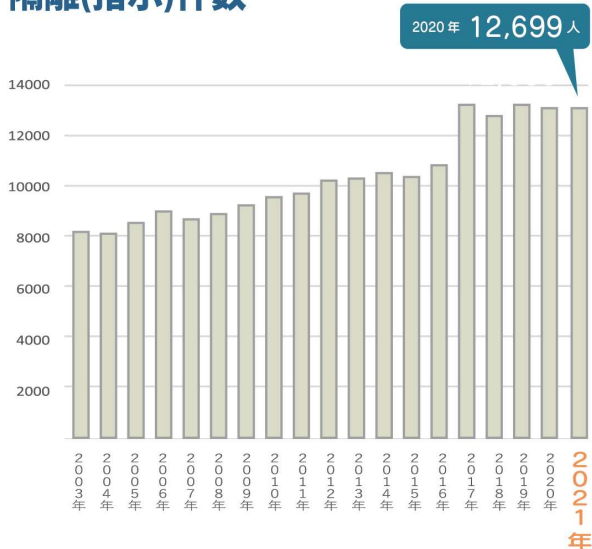
### 終日閉鎖病棟ベット数の推移



## 精神科病院

行動制限	医師	精神保健指定医
隔離	要	要 (12時間以上)
身体拘束	-	要
任意入院者の解放処遇制限	要	不要 (72時間以内に診察)

### 隔離(指示)件数



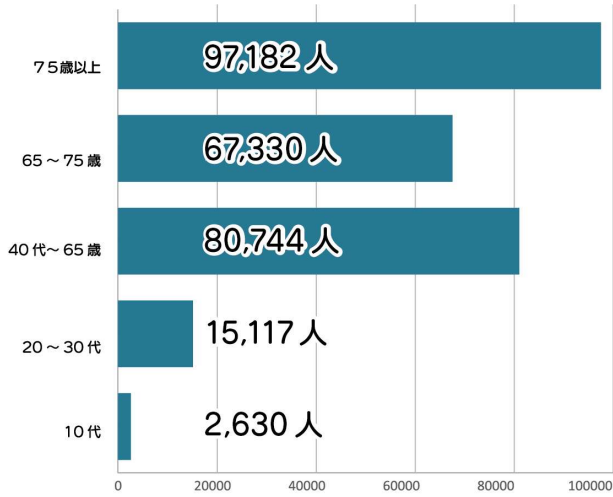
### 身体拘束(指示)件数



精神保健福祉資料より  
 ※2016年度までは実施件数、2017年度からは指示件数

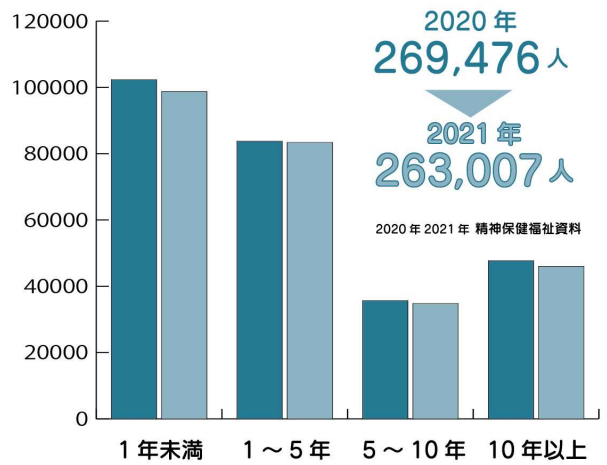
**社会的入院**：入院の本来の趣旨を逸脱して、必ずしも治療や退院を前提としない長期入院を続ける状態

**精神科に入院中の方の年齢**



2021年 精神保健福祉資料

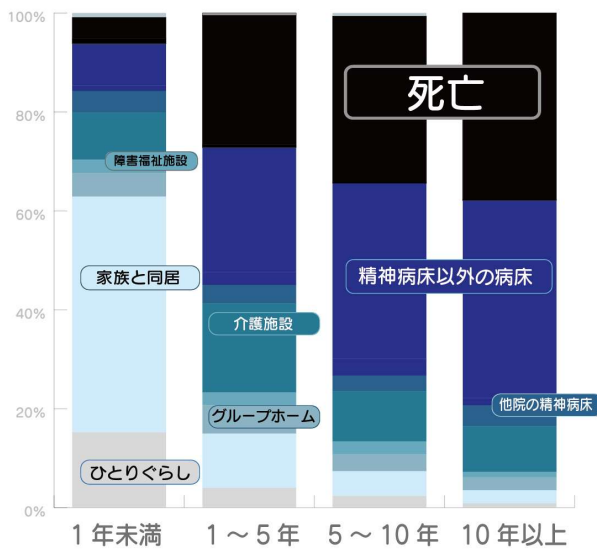
**入院者**



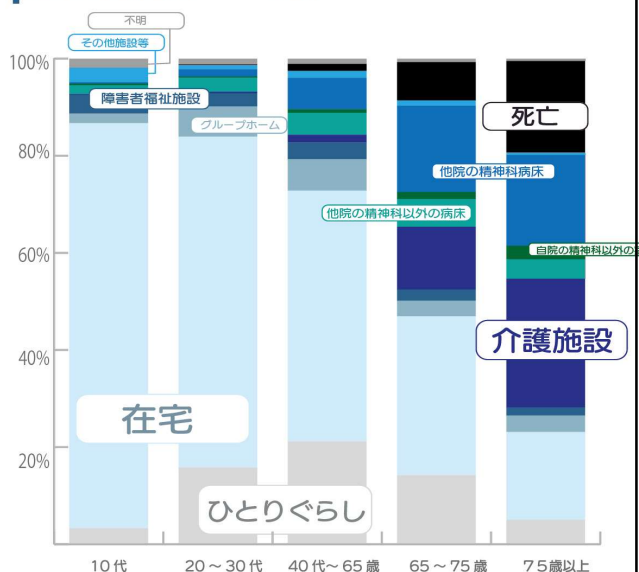
長期入院の現状に、ほとんど変化はありませんでした。

**社会的入院**：入院の本来の趣旨を逸脱して、必ずしも治療や退院を前提としない長期入院を続ける状態

**退院後転帰 × 在院日数** 2021年 精神保健福祉資料



**退院後転帰 × 年齢** 2021年 精神保健福祉資料



**第27回 問題60**

事例を読んで、Gさんの入院に対する対応として、適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕 Gさん（28歳）は精神障害があり家族はいない。過去に放火をしたため「医療観察法」による通院処遇を3年間受けて、2年前に裁判所から処遇終了の決定を受けている。現在は地域活動支援センターを利用している。最近、Gさんの状態が悪化したため、通院している精神科病院で精神保健指定医の診察を受けたところ、「自傷他害のおそれはないが入院が必要」と診断された。Gさんは入院に同意できる状態ではないが、後見人は入院に同意している。

- 1 「医療観察法」による鑑定入院の命令
- 2 「医療観察法」による入院処遇の決定
- 3 「精神保健福祉法」による措置入院
- ④ 「精神保健福祉法」による医療保護入院
- 5 「精神保健福祉法」による応急入院

**精神保健福祉士 第19回 問題61**

「精神保健福祉法」に規定されている入院に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- ① 精神科病院の管理者は、精神障害者を入院させる場合、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならない。
- 2 任意入院は、精神保健指定医の診察により、24時間以内に限り退院を制限することができる。  
72時間
- ③ 医療保護入院は、本人の同意がなくても、家族等のうちいずれかの者の同意に基づき行われる。
- 4 医療保護入院は、患者に家族等がない場合、都道府県知事の同意により入院させることができる。  
市町村長
- 5 措置入院は、自傷他害のおそれがあると認めた場合、警察署長の権限により入院させることができる。  
都道府県知事

（注）「精神保健福祉法」とは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」のことである。

**精神保健福祉士 第23回 問題10**

次の記述のうち、精神障害者の入院形態として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 任意入院では、48時間に限り退院制限を行うことができる。  
72時間
- 2 医療保護入院では、家族等の同意により本人を入院させることができる。
- 3 措置入院は、家庭裁判所の権限による入院形態である。  
都道府県知事
- 4 緊急措置入院は、夜間に限って行われる。  
夜間に限らない
- 5 「医療観察法」による鑑定入院は、都道府県知事の権限による入院である。  
検察官の申立て→地方裁判所の裁判官が命じる

**精神保健福祉士 第23回 問題61**

措置入院に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 精神保健指定医の権限で入院を決定する。  
都道府県知事
- 2 「精神保健福祉法」により、国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。
- 3 病院の管理者は、本人へ入院に関する告知を行う義務がある。  
義務はない
- 4 定期病状報告は市町村長に対して行う。  
都道府県知事
- 5 病院の管理者が措置の解除を行う。  
都道府県知事

**精神保健福祉士 第22回 問題10**

次の記述のうち、医療保護入院を検討すべき要件として、適切なものを1つ選びなさい。

- 1 本人が入院に同意する場合  
任意入院
- 2 本人が身体的虐待を受けている場合  
安全確保
- ③ 本人に精神疾患に対する病識がなく、入院治療の必要性を理解できない場合
- 4 医療や保護に急速を要し、家族等の同意を得ることができない場合  
応急入院
- 5 自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある場合  
措置入院

**精神保健福祉士 第21回 問題62**

次のうち、医療保護入院に関する記述として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 都道府県知事の権限による強制入院のことである。  
措置入院
- 2 入院には、2名以上の精神保健指定医の診察が必要である。  
措置入院
- 3 72時間に限り、指定病院に入院させることである。  
応急入院
- ④ 入院に同意する「家族等」には、後見人と保佐人が含まれる。
- 5 精神科病院への入院時に最優先に選択されるよう法律に定められている。  
任意入院に関する努力義務

## 精神保健福祉士 第23回 問題9

次のうち、精神保健指定医の診察の結果、応急入院が妥当と考えられる患者として、適切なものを1つ選びなさい。

- 1 自ら治療を求めて来院した不安障害の患者  
任意入院
- 2 妻が付き添って来院した振戦せん妄の患者  
医療保護入院
- ③ 身元の全く分からない不穏で独語のある患者
- 4 家族に対して易怒的で、長男に連れてこられた前頭側頭型認知症の患者  
医療保護入院
- 5 幻覚・妄想が強く自傷他害のおそれのある統合失調症の患者  
措置入院

## 共生型サービス

介護保険優先原則：障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険サービスにあれば、介護保険サービスが優先される

種類	65歳	
	障害福祉サービス	介護保険サービス
ホームヘルプ	居宅介護、重度訪問介護	訪問介護
デイサービス	生活介護、自立訓練	通所介護
ショートステイ	短期入所	短期入所生活介護

65歳を境に使い慣れた事業所を移らなくても良いように、障害福祉サービスの指定を受けている事業所が介護保険サービスの指定を受けやすくする（逆も）

市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

## 第27回 問題130

事例を読んで、Gさんに対する介護保険の適用に関して、正しいものを1つ選びなさい。

### [事例]

一人暮らしをしているGさん（65歳、男性）は、交通事故により身体障害者となり、2012年4月から障害者自立支援法（当時）に基づく自立支援給付としてホームヘルプサービスを利用してきた。その後、65歳の誕生日を迎えたので、介護保険の第1号被保険者となり、要介護認定を受けたところ、要介護1と判定された。障害基礎年金2級による年間約78万円と預金の取り崩しで生活している。

- 1 Gさんは、障害基礎年金を受給しているので、介護保険料は、特別徴収（年金天引き）の対象外である。  
年間18万円以上の年金があれば特別徴収
- 2 Gさんの自立支援給付に伴う自己負担は応能負担であり、介護保険においても同様である。  
介護保険は1割負担（応益負担）
- 3 Gさんは、障害認定を受けてから65歳になるまでの期間は、介護保険の被保険者ではなかった。  
40～64歳は第二号被保険者
- 4 Gさんの居宅サービス計画は、地域包括支援センターで作成する。  
要支援の場合は地域包括支援センター、要介護の場合は居宅介護支援事業者が作成
- 5 Gさんの65歳以降のホームヘルプサービスは、「障害者総合支援法」に基づく自立支援給付よりも、介護保険法に基づく給付が優先される。

## 第31回 問題127

事例を読んで、在宅サービスを利用して一人暮らしをしているAさんのケアプランに関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

### [事例]

弱視であるAさん（64歳、男性）は20年前に事故で頸椎損傷を受傷し、四肢麻痺の状態になった。現在、障害支援区分6で居宅介護と同行援護を利用し、障害基礎年金を受けて生活している。間もなく65歳となり介護保険を利用することになると訪問介護の時間数が減少してしまうため、地域包括支援センターに行った。そこで、B介護支援専門員（社会福祉士）に今後も同等のサービスを利用できるかを相談した。

- 1 介護保険法の訪問介護の時間数の不足分は、「障害者総合支援法」で補完することを考える。
- 2 「障害者総合支援法」のサービスのまま、ケアプランを作成する。  
介護保険優先
- 3 介護保険法のサービス内でケアプランを作成する。  
介護保険のサービスのみに不足
- 4 同行援護は、「障害者総合支援法」で引き続き対応する。
- 5 介護保険の上限でサービスを組み、他は全額自己負担で対応する。  
障害福祉サービスも受けられる

## 障害者手帳

手帳	根拠法	等級	更新	判定	発行
身体障害者手帳	身体障害者福祉法	1～6級 (7級は手帳なし)	不要	身体障害者更生相談所	都道府県
療育手帳	1973年「療育手帳制度 について」事務次官通知	A (重度) B (その他)	不要?	知的障害者更生相談所 児童相談所	都道府県
精神障害者保健 福祉手帳	精神保健福祉法	1～3級	2年毎	精神保健福祉センター	都道府県

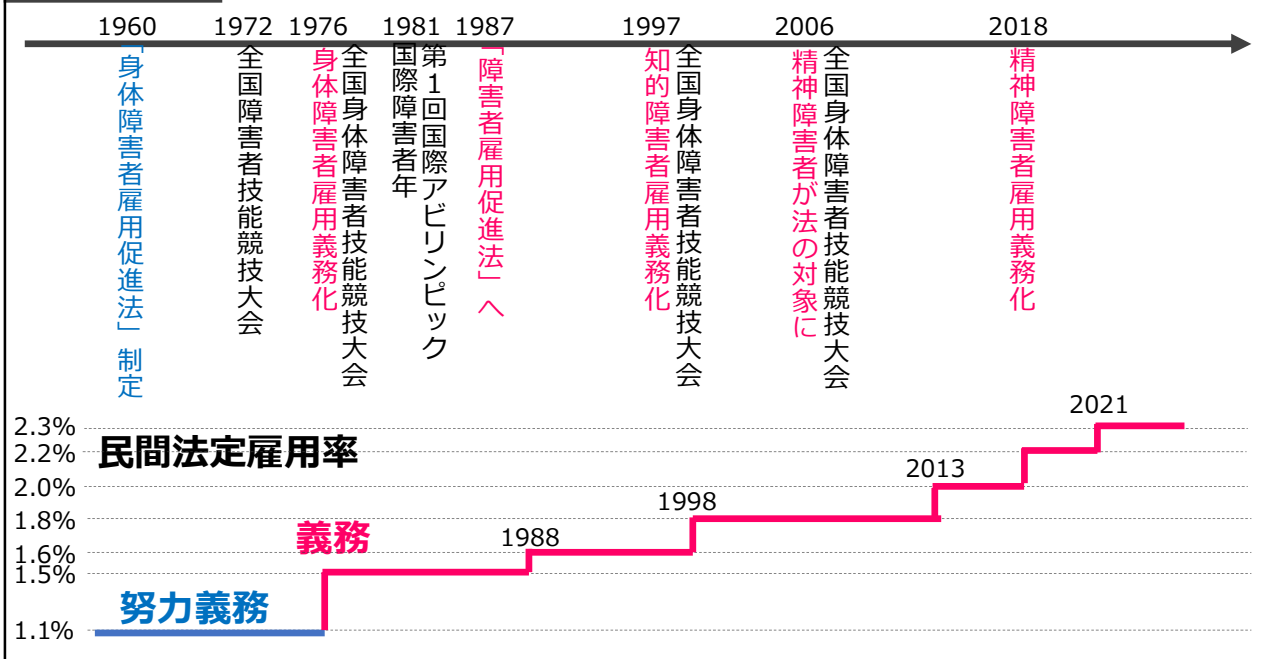
公共料金の減免・割引など	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
JR	○	○	
高速道路料金	○	○	
電車	○	○	△
バス・タクシー	○	○	○
飛行機	○	○	○
船	○	○	○
NHK受信料	○	○	○
映画鑑賞料金	○	○	○
携帯電話料金	○	○	○

## 精神保健福祉士 第19回 問題140

障害者手帳に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 療育手帳は、発達障害者支援法に基づき交付される。  
1973年「療育手帳制度について」事務次官通知に基づいて都道府県知事が交付
- 療育手帳の交付の申請は、知的障害者更生相談所長に対して行う。  
療育手帳の申請は福祉事務所に行い、知的障害者更生相談所または児童相談所の判定によって都道府県知事が交付
- 身体障害者が「障害者総合支援法」のサービスを利用する場合には、身体障害者手帳の交付を受ける必要がある。
- 手足の麻痺や音声・言語障害のない高次脳機能障害は、身体障害者手帳の交付対象である。  
精神障害者保健福祉手帳
- 精神障害者保健福祉手帳の更新は、5年ごとに行わなければならない。  
2年ごと

## 障害者雇用



## アビリンピック（全国障害者技能競技大会）

1960年：障害者法定雇用率が企業への努力義務

1972年：全国障害者技能競技大会  
By 雇用促進事業団中央技能開発センター

1976年：身体障害者雇用促進法（現障害者雇用促進法）改正  
→身体障害者の雇用義務化  
「全国身体障害者技能競技大会」

1981年：国際障害者年  
第1回国際アビリンピック@東京、概ね4年ごとに開催

1987年：身体障害者雇用促進法が障害者雇用促進法

1997年：障害者雇用促進法改正→知的障害者が法定雇用率の算定対象  
「全国障害者技能競技大会」知的障害者が参加可

2006年：障害者雇用促進法改正→精神障害者が法定雇用率の算定対象  
「全国障害者技能競技大会」精神障害者が参加可

2018年：障害者雇用促進法改正→精神障害者の雇用義務化

### 【競技種目】

- ・洋裁
- ・家具
- ・DTP
- ・機械CAD
- ・建築CAD
- ・電子機器組立
- ・義肢
- ・歯科技工
- ・ワードプロセッサ
- ・データベース（知的障害者）
- ・ホームページ
- ・フラワーアレンジメント
- ・コンピュータプログラミング
- ・ビルクリーニング
- ・製品パッキング
- ・喫茶サービス
- ・オフィスアシスタント
- ・表計算
- ・パソコン操作（視覚障害者）
- ・パソコンデータ入力（知的障害者）
- ・縫製
- ・木工（知的障害者）